

見守りと気付きの
ポイント



みんなで見守ろう！

高齢者の消費者被害

高齢者の消費者トラブルは年々増加しており、特に認知症等により判断能力が不十分な高齢者の消費者トラブルが多発しています。

高齢者の消費者被害を防ぐには、高齢者自身が問題意識を持ち、悪質な販売手口を知ることでも大切ですが、被害の未然防止や拡大防止には周囲の見守りが不可欠です。家族や周囲による「見守り」と「気付き」がポイントとなります。左記のポイントを参考に、悪質商法から高齢者を守りましょう。

①居室・居宅の様子から

- ▶ 不審な契約書・請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか
- ▶ 不審な健康食品や新品の布団など、同じような商品が大量にないか
- ▶ 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡はみられないか
- ▶ 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか
- ▶ 複数社から配達された新聞や景品類などはないか
- ▶ 不審な事業者が出入りしている形跡はないか

②高齢者本人の言動や態度などから

- ▶ 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか
- ▶ 生活費が不足するなど、お金の困っている様子はないか
- ▶ 預金通帳などに不審な出金の記録はないか

少しでも変化に気づいたら

「何か困っていませんか」「事業者から勧誘されていますか」などと、高齢者本人に声をかけましょう。

消費生活センターは、高齢者本人だけでなく、家族やホームヘルパーなど周囲の人からも相談することが出来ます。

トラブルや被害にあっていると分かったら、すぐに消費者センター等へ相談しましょう。

ご相談はこちらへ

県消費者センター ☎047-434-0999
町消費生活相談室 ☎84-1233

地域安全ニュース

悪質商法の被害を防止するために

社債、未公開株、海外事業への出資や過去の投資被害からの救済などを装ってお金をだまし取る利殖商法、高齢者を狙った送り付け商法、消火器や布団を高額で売り付ける押し付け商法など、悪質商法による被害が後を絶ちません。

このような電話や訪問があった際には、相手の身分と用件をよく確認し、安易に契約しないよう注意しましょう。勇気を出してはつきり断ることも大切です。また、しつこい場合には110番しましょう。

相談窓口

被害に遭ったときや不安を感じたときは、一刻も早く相談してください。クーリング・オフにより、被害の防止や回復ができる場合があります。

- 警察本部相談サポートセンター
☎043-227-9110
- 県消費者センター
☎047-434-0999